

平成26年12月16日（火）

於・農林水産省本館7階 第3特別会議室

第4回

保護林制度等に関する有識者会議

議事速記録

林 野 庁

午後 3時00分 開会

○高塚経営企画課課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回保護林制度等に関する有識者会議を開催いたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、また遠方からもご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます経営企画課の高塚と申します。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、黒川国有林野部長から一言ご挨拶申し上げます。

○黒川国有林野部長 国有林野部長の黒川でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、本保護林制度等に関する有識者会議にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより委員の皆様方には、国有林の管理経営を始めといたしまして、森林、林業に対するご支援とご指導を賜っておりますことを、まずこの場をかりて御礼申し上げます。

今回でこの保護林制度等に関する有識者会議も4回目でございます。これまで様々な課題、論点についてご議論をしてきていただきました。本日の会議におきましては、これまでの内容について、総合的にご議論をいただければというふうに考えているところでございます。

お手元に資料として、保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過というものを配らせていただいておりますが、この中にもありますように、森林生態系や種の持続性に着目した保護林区分の再構築ですとか、あるいは温帯性針葉樹の保全など、保護林の管理水準を向上させていくための対応方向について、これまでも議論をしてきていただいたところでございます。

保護林制度は来年で100年を迎えるわけでございますが、これまでの保護林の制度、こういったものを振り返りつつ、多様化しております保護林に対する国民のニーズ、こういったものにきちんと対応していく、また、保全に関する国際的な水準にも適合するものとするということで、これからの100年に向けた保護林の制度としてどういうものがいいのかということで、本日はまたご議論をしていただければと思いますので、皆様方の忌憚のないご意見、ご提案、そういったものをお願いしたいというふうに思っております。

以上で、簡単ではございますけれども、私のほうから開会に当たっての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○高塚経営企画課課長補佐 本日は、田中委員が欠席されておりますことをご報告いたします。

次に、資料の確認をしたいと思います。不備があればお申しつけください。皆様、お手元にごございます資料、4つございます。1つ目、一番上から議事次第、2枚目に配付資料、3枚目に委員の名簿、それから林野庁関係者名簿、一番最後に、保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過、4つございます。

それから委員の皆様のお手元には、会議の参考資料としてこれまでの会議の資料をつづったドッチファイルをお配りしております。今回の会議資料も後ほど追加いたしますので、会議終了後は、机の上に置いたままでお帰りいただいても構いませんし、それからお持ちいただいても構いません。次回持参いただくことも不要でございます。

なお、本会議の資料、議事概要、議事録については、後日、農林水産省のホームページにおいて公表いたします。

それでは、米田座長、お願いいたします。

○米田座長 座長の米田です。よろしく申し上げます。限られた時間ですが、これまで3回やってきましたが、それを踏まえて、今日どういうふうな方向性、また、取り組みができるかというようなことの議論になるかと思いますが、十分、限られた時間ですが、議論ができればと思っております。

ご承知のように今回は第4回目ですが、1回目では課題の洗い出しということで、少し復習になりますが、2回目以降、その課題についての論点を7つ整理していただきました。1つ目は、地域環境の変化に対する対応、2つ目は国際基準との整合性、3つ目は復元の概念の導入、4つ目は多様な環境の保全、5つ目は個体群の持続的な保全、6つ目は面積及び形状等、それから7つ目はその他検討が必要な事項ということで議論してまいりました。それを踏まえての第4回目ということで、どういう取り組みができるかということに焦点を絞って、次回は多分最終回になると思っておりますが、取りまとめていきたいと思っております。

それでは、今日の進め方について事務局のほうから説明していただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○高塚経営企画課課長補佐 それでは、説明させていただきます。

お手元に用意させていただきました保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過という資料につきまして、これを一通り説明した後、主な項目ごとに議論い

ただくという流れにしてはどうかと考えております。

以上です。

○米田座長 今、事務局からありましたような形でこれから進めてよろしいでしょうか。

了解ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうから、これまでの議論の経過についての説明をしていただきますが、よろしく願いいたします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 国有林野生生態系保全室長の石澤でございます。よろしく願いいたします。

これまでの議論の経過ということで文章にまとめた資料となっております。説明ということではございますが、この資料について読み上げる形でゆっくりと説明させていただきたいと思います。

では、保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過。

1、保護林をめぐる課題等で整理いたしました。

(1) 保護林の歴史でございます。

保護林は、大正4年山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」を根拠として誕生した。同通牒では、原生林やこれに準ずる森林、風致景勝地、鳥獣繁殖地等8種類の保護対象森林を定め、①内容が真にすぐれたもの、②面積は最小限、③高山帯の積極的な指定、④保護林台帳による管理等に留意して設定が進められた結果、昭和7年には約11万ヘクタールに達した。

その後、昭和30年代には約5万ヘクタールと半減したが、国民の自然保護に対する関心の高まりを受け、昭和45年の「自然保護を考慮した森林施業について」を契機として保護林の積極的な設定に方針転換された。昭和48年には、約13万haとなり昭和30年代以前の面積を超えた。

昭和50年代以降、各地で林業と自然保護に関する問題が表面化したため、昭和62年に林野庁は、林業と自然保護に関する検討委員会を発足させ、翌年、森林生態系保護の考え方を導入すべきとする報告書が取りまとめられた。この報告を受け平成元年に、森林生態系保護地域の新設等を核とする「保護林の再編・拡充について」が策定された。この通知に基づき森林生態系保護地域等の設定を進めた結果、保護林面積は大幅に増加し、平成26年4月現在853カ所、約97万ヘクタールの保護林を有するに至った。

平成11年には、保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊を新設した。

(2) で、これまでの成果について集約いたしております。

今後のあり方を検討する前提としてこれまでの成果について考察したところ、以下のとおり集約された。

①先駆的な保護。

大正から昭和初期に設定した保護林の多くが、後に制定された自然公園や天然記念物に設定された。このように保護林は、我が国における保護地域の基礎を構築した。

②持続的な森林経営への貢献。

保護林を設けることで利用すべき森林と保護すべき森林を明確化し、林業と自然保護が共存した森林の経営を実践することで持続可能な森林経営の確立に貢献した。

③世界自然遺産等の保護担保。

原生的な森林を厳格に維持してきた結果、世界自然遺産や生物圏保存地域（BR）への登録が実現した。世界自然遺産における陸域面積の96%が国有林であり、保護林として特別に管理されている。

④戦略的な森林生態系等の保護・保存。

ア、多様な生態系の保全。

我が国の気候区分ごとに代表的な森林生態系を維持し、我が国の森林生態系の骨格を形成している。

イ、希少種保護。

希少な野生生物の生育・生息地や種の北限地、南限地の保護など、小規模であってもきめ細かな保護林を設定することで生物多様性を温存している。

ウ、遺伝子保存。

多様な森林生物の遺伝子を生育域内で維持し、将来的な種苗や利用等の可能性を有する森林資源を確保している。

⑤その他の成果。

生物圏保護地域で定義された地帯区分による保全の考え方を、森林生態系保護地域の保全に取り入れたため、保護地域におけるコア、バッファの考え方が国民に定着した。

(3) でございますが、保護林をめぐる状況の変化として整理してございます。

森林生態系に関する科学的知見が進展しており、その方向性を踏まえ、保護林の設定や管理のあり方を見直し、保全に関する国際的な水準と適合させる必要があること、また、保護林面積の増加や国有林野事業の一般会計化移行など、保護林をめぐる情勢が変化して

きたため、これら変化に対応できる保護林のあり方を検討する時期に来ている。

(4)でございます。モニタリングの結果等から明らかとなってきた課題。

①制度運用上の課題。

ア、面積規模や管理手法が似ているなど、保護林の区分と実際の設定箇所や管理手法が必ずしも適切ではないこと、また、小さくとも地域特有の森林生態系（ローカルホットスポット）、森林と一帯となって効果を発揮する湿地や草地、周囲の個体群との関係性を考慮しなければ持続性に問題のある危機的な個体群など、生物多様性を保全するためにきめ細かな保全対策を講じる必要性が明らかになってきたこと。

イ、中部森林管理局管内の木曾ヒノキのように、世界的に見て分布が限定されている温帯性針葉樹林の事例では、積極的な人為を加えつつ元の姿に復元する箇所も包含した保護地域を検討する必要があるなど、天然林の復元を図る取り組みに対しては、人為を加えず自然の推移に委ねることが原則の現状の保護林制度では対応が難しい場合があること。

ウ、気候変動などこれまで存在しなかった脅威に対応するための多様な取り組みを行う必要性が生じてきたこと。

エ、九州森林管理局管内の奄美大島のように、国有林と民有林が連携することにより、森林生態系の保全がより確実となるケースがあること等が明らかとなり、現在の保護林制度では対応の困難な新たな課題が浮き彫りになってきた。

②管理に関する課題。

平成26年4月現在、保護林は約97万ヘクタール設定されており、平成元年の保護林制度改正から四半世紀を経て面積は約4倍に増加した。今後とも保護林を適切に管理し続けるためには、簡素で効率的な管理体制を再構築することなども課題である。

2でございます。検討の方向性等について整理しました。

貴重な天然林や希少な野生生物の生育・生息地を保護・保存することにより、生物多様性の保全に貢献してきた保護林では、前述で掲げる新たな課題が生じているところであり、今後とも国有林における生物多様性保全の中核としての役割を果たしていくためには、保護林の管理水準を向上し、保護林における生物多様性の新たな課題に応えるための取り組みを進めていくべきである。

3からは、講ずべき措置として整理いたしました。

(1) 保護林区分の再構築による諸課題への対応、これは前の1(4)①アの課題に対する措置でございます。

平成元年の保護林制度改正により保護林は7区分となった。原生的な森林生態系を一体的に保存するものから市町村の要望によるものまで、幅広いものとなっている。しかしながら、森林生態系保護地域と森林生物遺伝資源保存林の設定においては、面積規模や管理の手法が似ているため保護地域としての違いがわかりにくいこと、大規模な植物群落保護林や特定地理等保護林を、森林生態系保護地域の代替として機能させている事例があることなど、保護林の区分と実際の設定箇所や管理手法が、必ずしも適切でないとの指摘を受けるようになってきている。

また、平成元年以降、協定に基づいて一般市民と連携して保全を図る取り組み等、多様な国有林管理が行われるようになり、郷土の森の一部など、保護林としての存在意義が薄れつつある区分も存在する。

このため、森林生態系や個体群の持続性に着目し、必要となるスケール（面積規模）に応じた保護林区分に再構築すべきである。

その際、保護林の価値や持続性を向上させるための人為による積極的な管理の概念も検討すべきである。具体的には、ローカルホットスポットや特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林の対象とする概念、野生生物の存続に必要な個体群の集合体を保全する概念、個体群の生育・生息に必要な最低面積の概念などである。

（2）世界的に貴重な温帯性針葉樹林の積極的な保全、これは1（4）①イの課題に対する措置でございます。

現在の保護林の管理は、貴重な生態系に対し人為を加えず自然の推移に委ねる「保存（Preservation）」や、現状を維持する「保護（Protection）」を原則としており、失われた森林生態系を復元するために新たに保護林を設定することは想定していない。

しかしながら、衰退傾向にあると考えられる世界的に貴重かつ希少な温帯性針葉樹林については、部分的に人為により「復元（Restoration）」を図ることも必要であり、保護林としての管理においてもこうした概念を導入すべきである。

ただし、明確な目標林型とそこに至るプロセスについての科学的知見は乏しく、復元の技術的手法を模索しながら取り組みを進めることが必要なため、専門家の意見を踏まえつつ、復元に取り組む者や利害関係者を中心とする地域関係者による丁寧な合意形成が求められる。

また、復元は天然更新を通じて行われることが基本であるため、保護林として指定する地域内に種子の供給源となる天然林がまとまって存在しており、復元を進めていくべき森

林と一まとまりの保護林として管理する森林生態系保護地域等としての取り扱いが望ましい。

また、復元により蓄積される森林施業の技術は、貴重な知見となるため、民有林における多様な森林づくりにも普及し、地域の振興に寄与することになると考えられる。

(3) 気候変動など新たな脅威への対応、これは1 (4) ①ウの課題に対する措置でございます。

I P C C (気候変動に関する政府間パネル) 第5次評価報告書によれば、世界平均地上気温は1880年から2012年までの間に0.85度上昇しており、今世紀末には2.6から4.8度上昇する可能性が指摘されている。高山帯や亜高山帯などのごく限られた環境に生育する植物種については、気候変動のスピードについていけず、生育地のさらなる縮小や絶滅に向かう可能性が懸念されている。

このため、モニタリング等により保護林の変化を把握した上で、①生育地の縮小等により存続が難しいと判断される植物については、必要に応じて遺伝資源を人為的に保存、②環境を管理することにより存続できると考えられる野生生物については、順応的な管理の方法等の検討を行うとともに、緑の回廊の設定や民有林との連携等、森林の連続性の確保に一層留意すべきである。

(4) 民有林との連携、これは1 (4) ①エの課題に対する措置でございます。

野生生物は国有林、民有林の区別なく生育・生息しているため、国有林と民有林が連携し、一体として森林生態系の保全を行うことで、よりよい対応が可能となるケースがある。

こうしたケースについては、保護林の管理に民有林と連携する概念を導入すべきである。

例えば民有林を考慮した保護林の配置の検討、協定による管理水準の同化、モニタリングの統一的な実施、共同による人材育成等が考えられる。

また、配置や管理水準に関連して、民有林の管理水準向上を条件に、分散している国有林を一体のものとして取り扱い、合算した面積を面積要件の判断基準とする取り扱い(連たん面積)の概念も導入すべきである。

(5) 簡素で効率的な管理体制の再構築に向けた取り組み、これは1 (4) ②の課題に対する措置でございます。

①保護林の管理への専門的な知見の反映。

現在の保護林制度では、森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合に、保護林ごとに委員会を設置し専門家の意見を反映することとなっているが、

設定後については特段の規定がないこと、他の保護林についてはそもそも委員会等の検討の場がないといった課題がある。また、委員会数が多くなり複雑な検討体制になっている場合がある。

全ての保護林で、専門的な知見を活用し順応的な管理を実践するためには、モニタリング結果を共有し科学的な知見に基づき対応策を検討する場が不可欠である。

このため、森林管理局に設置されている各種委員会を整理・統合しつつ、全ての保護林の設定及び管理についての課題を検討対象とする委員会を設置するなど、管理体制を再構築すべきである。

②国際基準への位置づけ。

IUCN（国際自然保護連合）では、管理の目的に応じて保護地域を6つのカテゴリーに分類している。

国際基準における保護林の位置づけを明確にするため、全ての保護林を対象にIUCNカテゴリーのいずれかに分類し、世界保護地域データベース（WDPA）に登録することにより、世界の保護地域の管理に貢献すべきである。ただし、単純にIUCNカテゴリーに合わせる事が目的ではなく、管理のあり方を国際基準に照らして考えるための取り組みであることに留意する必要がある。

このため、分類に当たっては、管理の目的や地域社会とのかかわり方等を踏まえ、管理を担う森林管理局がカテゴリーを決める仕組みとすべきである。

③モニタリング。

現在の保護林制度では、5年に1回モニタリングを行うこととしているが、区分ごとのモニタリング内容が画一的であるため、保護林の状況を把握する上で不十分であるとの指摘がなされるようになってきた。

モニタリングは順応的な管理には不可欠であり、人為による管理を行う場合には一層重要性を増すことになる。

このため、モニタリングの内容を見直すとともに、モニタリング結果を共有し、科学的な知見に基づき対応策を検討できる体制を整備すべきである。

④地域における保護林の管理手法。

管理の目的や地域社会とのかかわり方等を踏まえ、林野庁において適切な保護林管理手法を検討すべきである。

⑤人材育成。

復元など保護林における生物多様性を向上させる順応的な管理には、生態学等の知見が求められる。

このため、生物多様性に関する知見を蓄積・活用することができる国有林職員の人材育成を一層行うべきである。

(6) その他。

①国民に対する丁寧な説明。

温帯性針葉樹林の復元や草地・湿地の保全等、人為による積極的な管理は、保護林内で伐採等が行われ、また、その効果が直ちに発現しないこと等により、国民に理解されず、自然破壊との誤解を招くおそれがある。

このため、人為的な関与の目的、計画、内容等について科学的な根拠を提示するなど、国民に対する丁寧な説明が重要である。

②他省庁との連携。

保護林管理のため他省庁（地方機関）と情報や意見を交換するなど、他省庁との連携を推進すべきである。

以上でございます。

○米田座長 ありがとうございます。

それでは、今、資料について全て読み上げていただきましたが、これから議論に入りたいと思いますが、項目が多いため、まず1の保護林をめぐる課題、それから2の検討の方向性等について、この点に限って何かご意見がありましたらまず伺いたいと。

○土屋委員 その前にちょっと確認をさせていただきたいことが、個別の議論に入る前にあるのですけれども、題名について余り私は認識していなかったもので、今日改めて見て確認したいのですが、有識者会議におけるこれまでの議論の経過という題名になっています。普通は提言だとか、もしくは提言じゃなくても取りまとめだとか、そういう言い方になると思うのですが、経過ということの意味がどういうことなのかということと、それに非常にかかわることなののですが、この経過の中身はかなりまだ具体的でない部分があります。例えば保護林の区分を再構築するということや、それから新しくした再区分による区分を、今度はIUCNのカテゴリーに合わせるというようなことについても、具体的には特に示していないと思うのですが、この名前がどうなるかはともかくとして、この文章の内容というのはこれ以降どう反映していくのかという、これは多分我々有識者会議の範囲を超えらると思うのですけれども、今後これがどのように反映していくのかによって、これからど

のぐらいのというのですか、どのぐらいの程度議論するかが変わってくると思うのです。つまり、もうこれがかかりこれからの方向性を具体的に決めるものなのか、方針をひとまず示すものなのかというのがあると思うのですけれども、その辺のところいかがですか。

○米田座長 事務局のほうで、まず1点は、ここに書かれている経過ということですが、我々自身、私もそうなのですが、改善に向けての提言をするというのがこの有識者会議の任務かなと思っていたのですが、これまでの議論の経過というのは、この4回目において整理をするという意味での言葉遣いなのかなと、私自身は理解していましたけれども、その辺を含めてお願いいたします。

○石澤国有林野生態系保全室長 ありがとうございます。

座長のまず1点目はおっしゃるとおりでございまして、これまでの議論の経過ということで、5回目にこの議論の経過をまさに取りまとめて答申、報告をいただくというふうに、まとめていただければと思っております。

○米田座長 先ほど土屋委員からもう一点あったと思うのですが、まだまだ例えばIUCNのカテゴリーとの対応等について議論が半ばであった、それだけではなかったと思うんですが、今後の展開というのをどういうふうに考えておられるのか、その辺の道筋も少しわかる範囲で説明お願いいたします。

○石澤国有林野生態系保全室長 事務局のほうとしての考え方といたしましては、5回目で答申、提言をいただくと、それを踏まえて実際の通知という形に反映させて、保護林の制度を変えていくという流れになってございます。

その中でどこまでこの提言、具体的な形でいただくかという部分だと思っておりますけれども、通知ということになりますと、単純に現在の提言をそのまま通知にするということではなくて、まさに局や署でつくり出すことができる、管理することができる、そういう文章に直すということになりますので、その辺はある程度の幅を持った形でいただいたほうが、事務局としてはしっかりと法律、法令上の形での制度に落とし込むことができると思っております。

○米田座長 よろしいですか。

わかりました。ありがとうございました。

そういう位置づけで、これから第4回目を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

先ほど言いましたように、今日はたくさんあります。重点は3のところだろうと思うの

ですが、今後の課題に対する取り組みについてのあたりだと思いますが、まず1番目、2番目、保護林をめぐる課題と検討の方向性についてまずご意見を伺いたいと思いますが、何か委員のほうからありましたらお願いいたします。

○土屋委員 黙っているのがもったいないので少し言わせていただきますと、基本的にはいいのではないかと思うのですが、2ページ目のところの1の(3)になりますか、保護林をめぐる状況の変化というところがあります。これが要するに今回、保護林改正をする、制度を改正するという事になった理由を、ここに述べているのだと思うのです。

森林生態系に関する科学的知見が進展したというのは、非常に私は重要なことだと思っているので挙げていいと思うのですが、もう一点、これはいわゆる森林生態系に関する科学的知見と同時に、恐らく保護地域の管理の仕方や保護地域そのもののあり方についての考え方も、恐らくこの間はかなり進歩してきているのだと思うのです。

例えば復元とか再生というふうなものも以前はなかったことですし、単純に守るという考え方から、そうではない、もう少し地域とも関係したような形で保護地域を考えていくんだという考え方も、恐らく比較的最近の考え方なので、森林生態系に関する科学的知見だけが進展しているという書き方になっていると思うので、もう少しそれを広げて別の言い方をすると、人文社会的な部分でも発展しているのだということをつけ加えていただければありがたいのと、あとこれは林野庁の保護林であるということでもいろいろな考え方がおありになると思うのですけれども、国有林をめぐる状況の変化というんで一番大きいのは、やっぱり名古屋で開かれた2010年でしたっけ、C O P 10における愛知目標ができて、その中で保護地域というのは目標の11ということで具体的に、あれは世界全体だと思いますけれども、陸域で何%、ひとまず陸域ですね。陸域で何%という数字が示されて、保護地域というのはそのため、ある意味で言うと量的にも質的にも増やしていかなくちゃいけない、それから内容を深めていかなくちゃいけないという方針が示された。それについて世界が合意したということが、保護地域についてもう一度見直すという意味では、日本の政府にとっても非常に大きな使命になってきたわけで、そうすると保護地域を実際に管理している林野庁、国有林としても、それについてはしっかりやるというのがある意味基本なんじゃないかという気がするのです。これは意見ですが。

○石澤国有林野生生態系保全室長 ありがとうございます。

確かに先生がおっしゃいますように復元、再生、地域との関係性、それから先生から常々ご指導いただいておりますP D C Aサイクルなど、そういうまさに管理そのものの新

たな国際的な常識といますかそういったものは、確かに進展して、この25年の間に大きく変わってきた、あるいは定着してきたものが、まだ実は我々のところには定着していないとか、そういうのはあろうかと思えます。その辺につきましては、また今後のことについて文案もしくは、あるいはどういう形で反映するかというのについては、検討させていただきたいと思えます。

また、2010年のCOP10の愛知目標についてはおっしゃるとおりなのですが、2010年という10年が4年ぐらい前になっちゃうものですから、ちょっとあれかなという。

○土屋委員 もう常識であると。

○石澤国有林野生態系保全室長 常識というのは常識なのですが、ちょっと古くないかと、2014年、15年になる話でというのが働いたところがございまして、十分承知しているわけでございますけれども、あえてここに書かなかったというのが、理由でございますが、内容についてはその方向に沿ったものだと思っております。

○宮下委員 COP10の話で言いますと、確かに会議は2010年なのですが、2020年目標で陸域17%という目標が出ておりますので、決して過去のものではないというふうに思えます。それをつけるつけないという議論じゃないですけれども、非常に重要なポイントであるというふうに。

○石澤国有林野生態系保全室長 ご議論を尊重していろいろ考えてみたいと思えます。

○米田座長 事務局におかれましてはよろしくお願いいたします。

それ以外に、今言いましたように保護林をめぐる課題と検討の方向性1、2ですが、その辺についてご意見ございましたら。

大住委員。

○大住委員 今と同じで保護林をめぐる状況の変化のところなのですが、これはいろいろ異なる形で外へ向かって発信していくものの原案になると思うのですが、それ考えた場合に、ここに出されているいろいろな変化というのはわかりやすいのですが、多分1点、国有林野事業の一般会計移行などを変化の理由にされているのは、外部の者にはそれがどういうことなのかという、意味を持つのかということが、わかりにくいと思えますので、そこはもうちょっと一言説明があったらいいのかなという感じがしました。中にいると何とかわかるのですが、外の人にはそれが何の関係があるのかよくわからないだろうと思えます。

○米田座長 もう一言何か加えることによってこの意図するところはわかるかと思いま

すが、その辺りを加えていただきたいということだろうと思います。

横山委員、何かございますか。いいですか。

特になければ、次のところに時間を割きたいと思いますので、検討の3、講ずべき措置についての議論に移りたいと思いますが、3の1で保護林区分の再構築による諸課題への対応というのが書かれています、これは幾つも議論が出てくることかと思いますが、ここから始めたいと思っておりますが、まずこの点に関して、我々の議論を踏まえて事務局において措置の方向性を整理していただいたのですけれども、ここでの問題点がきちっと議論を踏まえているのか、また、漏れていることがないのかどうか、その辺について少し議論したいと思っておりますが、委員におかれまして何か読んでいただいて意見を出していただきたいと思います。

私のほうからまず口火を切らせていただきますが、まず最初の1ですが、1つは、幾つか7つある保護林の現在の区分が非常に似通った取り扱いをしていると、面積的にも管理も対象も非常に似たような枠で、その辺を統一的に再区分しようということですが、その基準として面積というのが1つあるかと、1つは前回のお話では、例えば3つぐらいに区分するというのも考えられるというようなお話も出たと思うのですが、それともう一点はその次の段落に書かれていますが、その概念ですが、「その際、保護林の価値や持続性を向上させるための人為による積極的な管理の概念も検討すべきである」ということで、幾つか概念が挙げられています。

そうしますと、面積による一つの基準で分けるということと、概念によって管理が違うというようなことで、その組み合わせをしますと、単純にすると、また幾つか細分されてしまうようなことになるというようなことにならないのかなということで、その辺をどういうふうに取り扱うのかなというのが少しわからない。私自身がわからないところなのですけれども、具体的には、たくさんあって非常に細かい区分をするよりもう少し整理したほうがいいということは、よくわかっているのですけれども、同じ区分であっても管理手法が違う、そういうような区分けにしていくというような理解でいいのかどうか、その辺説明をお願いいたします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 同じ区分であっても管理手法が実際個々で異なる場合がありますけれども、その管理手法が異なるからといって保護林の種類を変えるということではなく、区分は区分としてピンどめしておきまして、あとは着目する個体群ですとか、あるいはローカルホットスポットの大きさですとか、あるいはコアとバッファーで、コア

は全くここはもちろん手をつけないと、バッファーはそういう人為もあり得るとか、そういう管理の方法は、その特性に応じて専門家の意見を伺いながら決めていければと思っております。

○米田座長 よくわかりました。

ほかの委員について、最初の区分再構築についての意見がございましたら。

横山委員。

○横山委員 横山です。

この3の(1)だけではないのですけれども、最初に資料を読ませていただいたときは、さっと読んでしまってそのまんまだったのですが、今、改めて見てみて(1)の場合は、諸課題への対応の後に1(4)①アの課題に対する措置というふうに、それぞれが課題と対応、措置ということで1対1対応になっているのですけれども、これが生態系と希少種と遺伝子の保存ということに、1対1対応では多分ないのだと思うんです。特に(2)のほうに書いてあることというのは希少種の保存ということもあるのでしょうかけれども、多様な生態系の保全というところの手法の話だと思うんです。

なのでタイトルの後ろにどの課題に対する措置かということを書く場合は、それぞれ並列化して書くか、あるいは書かないでずっといくかです。私は並列化をしていくということとか、あるいはアとイとウしか3つしかないという表現であれば、最も力点を置いているのは例えばアで、そしてイとウが副次的に扱えるとか、何かそういうような表現にされたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○米田座長 事務局。私も恐らくそういうこれは作業過程での事務局の整理だろうと思うのですけれども、事務局何か。

○石澤国有林野生態系保全室長 座長のおっしゃるとおりで作業過程での、どちらかというところ確率分布で一番確率の高かった項目を、ここに併記したような雰囲気があるぐらいの感じだと思っています。おっしゃるように、並列するか、ここは取ってしまうか、そういった改善をする必要があるのかなと思います。検討させていただければと思います。

○米田座長 個人的には取ったほうがいいのかも思ったりもしておりますが、ほかにご意見ございましたら。よろしいですか。

非常に大事なポイントの一つかと思いますが、また特に、次に入りますが、先ほどに振り返ってというような形でご意見いただいても構いませんので、それでは、2のほうに入りますでしょうか。特に今行ってよろしいですか、とりあえずは。

○横山委員 米田先生、こういう保護林区分にしたらどうかみたいな意見って言うてもいいんですか。

○米田座長 もちろんそれは結構ですが。そういう積極的な形での意見でも結構です。

○横山委員 もう一度伺いますけれども、今までの議論の中で、こういう保護林の区分と
いうのを再構築するということは、すべきであるということで一致したのですけれども、
じゃ、具体的にこういう構造にしたらどうかというようなことというのは、この会議で今
日議論したほうがいいのか、あるいは次回の会議までに事務局がつくられて、それを議論
したほうがいいのか、どちらになっているのかなということを、一度まず伺ってからにし
たいと思います。

○米田座長 事務局、お願いいたします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 この事務局案の中に、具体的にこうこうという保護林の
区分を明記してというのは、まだ考えておりませんでした。これは先ほど申しましたよう
に通知に落とし込むときに、整合性を取って作っていくということを考えておりますので、
ある程度の方向性をいただいた上だと思っております。ですので、前回、事務局の内々
の考え方という形ではご披露させていただきましたけれども、特別ここで具体的な保護林
をどうするかという形では想定しておりませんでした。

○横山委員 わかりました。通達の見直し作業というところで具体策を練っていくことにな
るわけですね。

○米田座長 ここの保護林区分の再構築というところは、保護林の対象をどういうふうに見
据えてというふうなことと、その管理のあり方で括ろうとしているわけですが、当然な
がら5番の管理体制のところとも有機的に、これは1のところは対象そのものをやっている
のですけれども、実際上は(5)のあたりとも関連しながら検討していくことになろう
かと思いますが、それでは、特になければ、また戻るということもありということで2番
のほうに進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、世界的に貴重な温帯性針葉樹林の積極的な保全ということについて、講ずべ
き措置ということでここに挙げていただきましたが、この点について委員のほうから何か
ご意見ございましたら出していただきたいと思います。

大住委員、よろしく申し上げます。

○大住委員 温帯性針葉樹、私も木曾の問題にかかわっているのですけれども、それにス
ポットを当てていただいたということは大変いいことだと思うのですけれども、ただ、日

本列島のフロラというのは、とにかく厄介なことに氷期の影響で陸氷を受けなかったというのと、大きな乾燥が入らなかったということで、第三期のものを全部抱え込んでしまっていますので、世界的に貴重というとは何も温帯性針葉樹だけではなくて、ブナ林であれ、特に照葉樹林なんかは大変貴重、全てヨーロッパとかアメリカにはないような独特のものを持ってしまっているという、非常にある意味じゃ厄介なものを持っているのです。

ですから、とりあえずいろいろあるので、温帯性針葉樹がなぜ今問題かということ、多分その中で温帯性針葉樹というのは非常に林業生産と直結しているものですから、ほかの森林に比べると歴史的にも早くから人の伐採を受けてきたということと、また、明治以降も保全よりも資源利用のほうが先行したせいもあって、なかなかきちんとした保護対象になってこなかったという意味で、特に温帯性針葉樹が大事なんですよという状況が今あるのですが、ただ、世界的に貴重という意味で言うと、多分日本列島はほとんど全ての植生が当てはまりますので、とりあえずこれからというのはわかるのですけれども、これだけという問題ではないのかなという感じがします。

それともう一つ、さらに復元とかそういうものを考えたような保護林としてのアプローチをしていく方法が必要だという、ただ保全するだけじゃなくて復元まで含めて必要だという意味で、やはりこれも温帯性針葉樹だけではなくてほかの森林帯にも同じような例はあると思いますので、第一歩としてはここで温帯性針葉樹というのを書かれているのかもしれないと思いますが、多分ここに書いてあるものは、温帯性針葉樹と限るべきものではないのではないのかなという気がします。

○米田座長 それは全委員が考えているところだと思いますが、ここで温帯性針葉樹林というところに限った書き方をしたというあたりのところを、少しご説明いただけたらと思います。

○石澤国有林野生生態系保全室長 これもやはり大住委員のおっしゃった第一歩ということで考えてございます。まずは今、既に取り組みが進んでいます木曾ヒノキですとか、そういったものから進めていくということで考えてございます。

○米田座長 ありがとうございます。

復元ということで、例えば、綾での取り組みのご発表もありましたが、ああいう照葉樹林であっても人工林からそういう潜在自然植生といいますか、元の植生に戻したほうがよいという取り組みが進行形でやられているというようなことで、どこもかしこもというわけにはいきませんが、最重点のところでは今のところは温帯性針葉樹林という捉え方であ

って、その展開でお金とマンパワーもかかわることですから、広げていくということに閉ざしているわけではないというような理解であろうと思いますが、今のところは、先ほどちょっと出ました照葉樹林というあたりのところは、見据えていないということでしょうか。

○石澤国有林野生生態系保全室長 照葉樹林で言えば一番大きいのは綾ということでございまして、綾はプロジェクトエリアということでプロジェクトとして取り組んでおりますので、保護林という形で今回報告いただく中に特段言うまでもなく、既にやっているという理解で、今回は第一歩のこの温帯性針葉樹林に限定させていただきました。

○米田座長 ありがとうございます。

(2) についてほかに何かご意見ありましたら。

○松尾委員 松尾です。

突き板を製造している組合の代表で来ておりますが、温帯性針葉樹林ということで先ほど木曾ヒノキなどは、国民の大切な資源と認識しております。保護林の復元技術なり保護する森林保護の技術というものは、非常にすばらしい技術を、いわゆる経験として確立していっているというふうに思っておりますが、その技術を民有林はじめヒノキあるいはスギ等々を持っている林業家のところに、情報がある意味オープンにしながら、育林なり森林の行政に対していろいろ指導する、あるいは情報を共有しながら質を高めるというのは非常に大事なかなと、それはすぐ原料供給にはならないもののやっぱり何十年、何百年、そういった技術を高めるという意味においては、この保護林の技術というのは非常に貴重なかなというふうに思っておりますので、そういった民間との技術交流あるいはその指導などお願いしたいなというふうに思っております。

○米田座長 ありがとうございます。

松尾委員の言われたポイントも非常に大事で、ここにも最後の3行のところに民有林の普及というようなことも言及しておりますが、何か追加でご説明いただくことがございますか。

先ほど言いましたように、復元というのは非常に大事な概念で、保護林を維持するためには、今とりあえず温帯性針葉樹林というところに力点を置くということですが、その波及効果は非常に大きいものがあると、現場においてその技術等を鋭意生かしていただいて活用していくという、そういう姿勢が大事であろうということで、そういう観点からこの3行のところに書かれたということだろうと思いますが、ぜひともそういった取り組み

も。

○石澤国有林野生態系保全室長 すみません、座長にまとめていただいて恐縮です。

確かに本当におっしゃるとおり、また、復元という作業をしなくても人為を加えず推移するのを見るというのも、一つの林業の技術を考える上でのリファレンスとなるというふうに聞いてございます。非常に長い時間かかる復元だとは思いますが、その成果というのはしっかりと幅広く普及させるように努力するよう、考えていくよう、この3行の中に込めさせていただきたいと思います。

○米田座長 横山委員。

○横山委員 私も細かいところなのですが、やっぱり4ページの一番下のところで言葉遣いに違和感があるというか、「しかしながら」の後に「衰退傾向にある」と書いてあるのですが、現状としてはあれを衰退と呼ぶかどうかというのがあるんです。例えば木曾のヒノキ林だとか木曾五木みたいなものについては、資源としての使い過ぎということや、あるいは更新させられない林業技術の現状という、その結果として林齢構成がものすごく歪んで、自然な生物群集として見たときに種組成とか多様性の消失は、その結果として生じてしまったものではないかと。ここできちんと資源利用の過去の技術だとか考え方の誤りというか、現状を予測できなかったのか、何かそういうことについてここでもう一度反省をするというか、認識をし直して、生物多様性の向上というようなことを目標にしなくてはならない世界的な潮流の中に乗っかっていくときに、まず特に最初に手をつけなくてはいけないのが、木曾に代表されるようなヒノキ林だったり温帯性針葉樹林であるというような、そういう書き方にもう少し正確さをつくったほうがいいのではないかと。というふうに思います。

それからもう一つの意見としては、復元というようなことというのは、先ほど綾とかそれから群馬の赤谷でもそうですけれども、プロジェクトエリアでやっているところの内部構造として保護林を使っていくというそういう事実がありますので、そういうモデルプロジェクトの中核的なテーマになりつつある復元作業というようなことを使えるように、保護林の中にも組み込んでいくという、そういう構造にしたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○米田座長 ちょっとわかりにくかったのは、内部構造として保護林を使っていくというのはどういうことでしょうか。

○横山委員 プロジェクトエリアが例えば10km四方とか20km四方という非常に広い範囲で

あって、その中の中核部分に保護林制度を使っていくとか、緑の回廊を使っていくとか、そういう格好です。

○石澤国有林野生生態系保全室長 1点目の衰退傾向という部分ですが、明確にここは整理すべきではないかということをございます、なかなかその整理が、横山委員がおっしゃるように書きますと自傷行為になるのではないかということがございまして、そこはちょっとモヤッと書いてしまいました、その辺はまた多少どういう事実関係で考えられるか、あるいは事実だけ、結果だけということ整理させていただくかということ、もしご理解いただければと思っております。

○横山委員 それでよろしいのではないかと思います。

○石澤国有林野生生態系保全室長 それから後段のほうですが、確かにおっしゃるとおりでございます、赤谷も、中は保護林で、そして緑の回廊とエリア分けして復元を進めているということでございます。確かに保護林というのが多様性の中核であると同時に、こういう復元における具体的なプロジェクトの中核でもあるということは、再認識しなければならないと思います。この辺はまた記述についてはどういうふうになるかはこれからですが、そういう理念は持っているということをご理解いただければと思います。

○米田座長 よろしいですか。

どうぞ。

○土屋委員 何回も繰り返すことになるかもしれないのですが、個人的な意見をもう一度表明させていただきたいのですけれども、今の議論の中でも私はそう思うのですけれども、やっぱりこの(2)のところだけでかなり具体的な温帯性針葉樹林の積極的な保全という形にするのは、ちょっと他のところはかなり大括りで書いているのに対してすごく特異な感じが私はします。

今の議論の中にもあるように、当面は、人的もしくは財政的なこと、それから技術的なこと、既に取り組んでいるということから、温帯性針葉樹林のことに集中するというのはいいわけです。でも、何回も出てきているように、綾や赤谷でも違う部分についての復元的なことが行われているわけですから、概念としてもう少し広くとるべきであって、文章の中で特にということ限定するのは全く構わないんですが、理念的に言うともう少し広く捉えるようにやっぱりするべきじゃないかというのは、私は個人的な意見としてあります。

○米田座長 ありがとうございます。

事務局のほうから。

○石澤国有林野生生態系保全室長 どこでもというわけでもないし、また、日本全国ホットスポットだという考え方ももちろんございますけれども、ですので今回具体的かどうかというのはあれですが、ある程度の限定的な表現ということでこういう表現をさせていただいております。

○米田座長 ちょっと並びが悪いんですね。両括弧の中で特にここには温帯性針葉樹林という言葉がヘッドラインとして出てくるのが、他のところとちょっと馴染まないというご指摘だったと思うんです。私もそのように思います。土屋委員がコメントされていますように、当面はここに限るということで書けば、今懸念されていることはクリアできるわけで、この復元というところ、復元を加えながら保全していくというのが柱だろうと思うんです。その辺で余り怖がらずに、どうですか、この温帯針葉樹林という言葉、ここから取っちゃって中のほうに入れ込んでしまうということで対応したほうが、形としてはいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○石澤国有林野生生態系保全室長 言葉の整理については、また検討させていただければと思います。

○米田座長 わかりました。事務局としても委員のほうとしても、いろいろな制約の中で当面ここに力点を置くというところは理解しているということで、少し言葉のほうで考えていただけたらありがたいと思っております。

ほかにこの(2)のところよろしいですか。また戻るということはありということで、それを踏まえて3のほうに進めさせていただきます。

気候変動など新たな脅威に対する対応ということでありますが、この点に関しての措置、書かれた措置に対してご意見ありましたら。

どうぞ。

○宮下委員 気候変動については非常に予測が難しいところもあって、いろいろあるのではないかと思います。気候変動などの新たなというふうにありますし、気候変動とも間接的に関係があると思うのですが、単純に気温が高くなって生物の分布域が狭まるということに加えて、間接的に例えば野生動物、シカなんかの分布域が広がって、多雪地帯あるいは北方まで分布を拡大して、森林の下層植生やあるいは生態系そのものの更新を阻害するというのは、かなり危機的な状況になっておりますので、例えば②番、これは恐らく管理によって存続できると考えられる野生生物ですから、これはどちらかというと希少種の

ほうを意識されていると思うのですが、野生動物あるいは何かそういった類いの言葉が入るともう少し具体的な、特にモニタリングとの関係が非常に重要になってくると思います。

まさに野生動物の場合は、分布拡大は数年で一気に侵入することもありますので、ですからその辺をどう入れるかはあれですけども、入れられたほうがいいのではないかなというふうに、これは私の意見ですので、あとは基本的に細かなことなのですが、遺伝資源の人為的保存というのは、これは域外保存のことです。あと最後にある森林の連続性の確保について一層留意すべきというのは、これも我々はすぐわかるのですが、要するに分布拡大を可能にする、自然状態での回廊等を通した分布拡大を可能にする連続性の確保に留意するという、そういう意味でよろしいですね。

○米田座長 事務局からどうぞ。

○石澤国有林野生生態系保全室長 確かに「など」ということで、新たな脅威というものの中には例えば外来動物ですとか、それから在来ですけども、非常に個体数が拡大するシカなど含んでいると思いますので、書き方に工夫はそこはしていきたいと思います。

それからあと2番、3番については先生のご理解のとおりですので、言葉を足すなどわかりやすくするようにしたいと思います。

○米田座長 ありがとうございます。

私もこの気候変動のところで間接的な害というのは結構これから多いかなど、野生動物だけではなくて病害虫でインベーダーといいますか、南のほうからのたくさんのものが来るといようなときにどういうふうに対応するかというあたりも、少し見据えておく必要はあるかなと、そんなふうに感じております。

ここの(3)のところ、よろしいでしょうか。

そうしたら、少し休憩をここで挟みなさいというようなことで、時間的にちょうどこれで4から民有林との連携を、10分休憩いたしまして20分から、8分ぐらいしか休憩ありませんが、4時20分から続けたいと思いますので、しばし休憩を入れたいと思います。よろしく願いいたします。

午後 4時13分 休憩

午後 4時20分 再開

○米田座長 時間が参りましたので、再開したいと思います。

それでは、(4)の民有林との連携についてということですが、私自身も奄美、琉球の世界遺産で生態系保護地域の設定に関わった者として、どうしても面積的に細分化された

国有林の一つ一つが小さいものですから、連携を考えないと大切な森を守れないというようなことで、非常にその対応に困ったということがありました。

そのようなことで、これは奄美、琉球に限ったことではないだろうと、先ほどのネットワークで守っていくと、保護林を守っていく、個体群を守っていくというところでは、やはりこの民有林との連携ということ、視野に入れながら取り組んでいく必要があるだろうと思いますが、その辺での課題を（４）で取り組みを整理していただきました。この点に関してご意見ございましたら委員のほうから伺いたいと思いますが。

私のほうから口火を切らせていただきますが、連たん面積の概念を導入するというようなことで非常にいい取り組みだと思っておりますが、民有林、共有林との連携と、連たんということになれば、コア的な保護林参加とバッファー的な意味での保護林というようなことが考えられるかなと思うのですが、その辺利用しながら質を高めていくというようなそういうようなことは、ここには視野に入っていないのですか。私のほうの理解があれかもしれませんが、質の高いマネジメントをしながら、マネジメントで利用しながら保護林としての形でバッファー的な機能を果たすというような概念も、ここには入っているのでしょうか。それは入っていないのですか。ここは全くの保護林というところで絞り込んだコア的な意味での保護林ということの。

○石澤国有林野生生態系保全室長 すみません、奄美の場合はどちらかというとコア的な、森林生態系保護地域には面積が足りないし、ちょうど分散した国有林と国有林の間に村有林があるということで、同様の非常に高齢級の広葉樹林が広がっているということで、そこを一体的にしてコア的な保護林として扱うことができるのではないかと、協定を結ぶのか、何らかの形で民有林と同じような管理水準、手をつけなければ全く手をつけない、あるいはそういうモニタリングをするのであれば一緒にモニタリングをするということを想定してございます。

バッファーだけで民有林と連たんしてというのは実は想定していませんので、確かに座長がおっしゃる場合も考えられるような気がしますので、若干そこは事務局としてもその内容について検討させていただければと、想定をどういうふうにするか考えていきたいと思っております。

○米田座長 ありがとうございます。

僕も言葉が足らなかったかもしれませんが、先ほどの気候変動なんかとともに、民有林等をつなぐことによって次の逃げ場を確保できるというようなこともあるかなと思うので

す。それには非常にリジッドに高い森を維持するというよりも、少し今のマネジメントよりも少し緩い施業でもって、質の高い緑の連続性みたいなのでつないでいったら非常に効果的だというケースがあるだろうというふうな、そういうイメージで申しました。

ほかに。

宮下委員。

○宮下委員 今のお話とも関係するのですが、ここに書かれていることは非常に重要で結構なことだと思うんですが、具体的に民有林の管理水準の向上を引き出す手段というかインセンティブというか、そういうことは何かあるのでしょうか。要するに単に協力してくれと、あるいは守りましょうと言っても、なかなかそうは話が進まないような気がするのですが、もし何か具体的なものがあればお聞かせください。

○米田座長 事務局、お願いします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 確かに民有林でございますので国有林と違って面積も小さいですし、そこでの施業ですとかあるいは収入という場合もあろうかとは思いますが。幸いなことに奄美大島の場合は村有林ということで、そこで伐採し収入を得ようという発想よりは、一緒になって生態系を守り、あそこは世界遺産の候補地ということになっておりますので、そういう方向での地域振興という観点からの協力が得られるのだろうというふうには思っていました。

ほかの例えば個々の個人の民有林ですと非常に難しいと思います。どうしても小さいですし、公有林のように国有林と隣接して一体的にとつながるといのはなかなか難しいだろうと思っております。そこを一緒にやりましょうというのは、これは所有者の善意と協力なしには多分進まないのだろうと思っております。

○宮下委員 私のところの学生が奄美に、マングースのインパクトの研究でよく行っていたので、一緒に行ったことがあるのですが、真ん中に企業の大きな森林がありますよね。なかなかいろいろ問題というか、簡単ではないように思うので、そうするとここで言っている民有林というのは、大体どちらかというとな私有地ではなくて公有地というふうになるんですかね。

○米田座長 事務局、お願いします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 現在想定しておりますのは具体的にはそういうことでございます。もちろん条件さえ整えば、諸条件、自然条件、それから所有者も含めて条件整えば、それは個々の所有者も可能であるとは思っております。

○米田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

民有林という言葉が挙がっていますが、主体は公有林といますか市町村有林というようなことが主な対象になるだろうということですが、そのインセンティブのあたりが、以前に土屋先生のほうからスウェーデンの事例でもって少しご紹介いただいた、協定を結んで質の高い保護林をやっていくというような事例紹介もあったかと思いますが、その辺のことが少し今後具体的に進めるに当たっては参考になるかと、そんなふうに思っております。

先生、何か特にこの、土屋先生のほうから。

○土屋委員 スウェーデンのことじゃないんですけれども。

○米田座長 ほかのことで結構です。

○土屋委員 ここのところは、前から民有林との連携というのは非常に重要だと思っております、可能性としては公有林以外のいわゆる私有林も含めて可能性を残していくためには、民有林という書き方のほうでいいと思うのですけれども、すごく簡単な質問と、それから文言がこれでいいのかなというのがあるのですが、1つは6ページの初めのところで連たん面積というのが書いてあるのですけれども、単純に私が連たん面積という言葉の概念がわからないからだと思うのですけれども、この連たん面積というのが分散している国有林をまとめて国有林を足したものという意味なのか、国有林の分散したのとその周りの民有林を合わせた面積を連たん面積として扱うのかというのが、どっちもとれる書き方なのですが、それがどうかという話と、あとこれは文言は今回じゃなくて次の回になると思うのですけれども、5ページのところの一番最後から3行目のところの、「管理水準の同化」と書いてあるのですけれども、これは恐らく同一化とか、同化って何かちょっと違う意味ですよ。それからその後の2行目のところに「共同による人材育成」って書き方がしてあるのですけれども、これも余り使わない感じだなと思って、これは例えば人材育成面での協力というふうな意味ですか。それを聞いたところです。

○米田座長 連たん面積のほうの説明をよろしく。

○石澤国有林野生生態系保全室長 連たん面積、これはばらばらに存在している国有林を一まとめにして国有林の面積でどうかと、もちろん表現するときに、民有林も含めて一体のこの大きさの保護地域という言い方はできるかもしれませんが、あくまで保護林の面積とすれば国有林面積だけというふうに想定しております。

それから同化ですが、確かにこういう書き方はどうかと思います。そこは訂正していきたいと思います。また、「共同による人材育成」のほうも確かに協力ということで、一緒に現地で従事したり、あるいはフォレスター研修もごございますけれども、一緒に協力しながらその地域の管理についてお互い研さんするという趣旨もごございますので、この辺も表現を適正化していきたいと思います。

○米田座長 大住委員。

○大住委員 非常にモザイク化している日本において国有林と民有林が連携されるということは、林業だけでなく大変結構なことだと思うのですけれども、今回の場合は国有林の保護林制度なのでこういう形なのですけれども、可能性としては、逆に県有林なりそちらのほうに保護の主体があつて国有林が協力を求められるという、逆の場合もあると思うのですが、その場合の位置づけというのも将来的には何らかのことを、この逆の方向というのも可能性としてあると思うのですが、それについては何か。ここは国有林の中なので、まだそこは考える必要ないということなのかもしれませんけれども、逆も多分あると思うのでその辺が気になったところです。

○米田座長 事務局のほうからよろしくお願いします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 すみません、そういう逆の事例を余りシミュレーションというか、想定していませんので、ですので確かにそういう事例もないわけではないかもしれません。特に道有林ですとか山梨県それから神奈川県のような県有林、道有林が大きいところでは、可能性はあるかもしれません。山梨も神奈川も元は国有林だったわけですから、その辺の連携、協力関係というのは、今後しっかりとしていければと思います。

○米田座長 前回、葦毛湿原の保護が出ましたけれども、人工林である国有林内にも貴重な湿地があるというようなことで、県あるいは市町村が求められれば、ある種のそういう意味での協力というのは可能ではないかなと思うのですが、そういう形でこちらからではなくて県なり市なりが、保護林として取り組んでほしいというのか、保全してほしいというような要望もあるかと思いますが、そういうことも今、大住委員の言葉の中に含めて考えていただきたいなど、そんなふうに思っております。

ほかにございましたらお受けしたいのですが、よろしいですか。

時間もありますので、とりあえずその次に進ませていただきます。（５）ですが、簡素で効率的な管理体制の再構築に向けた取り組みということで、①から⑤まで挙がっており

ますが、この点に関してご意見を伺いたいと思います。

○土屋委員 一遍に意見を言ったほうがよろしいですね。

○米田座長 そうですね。

○土屋委員 5の①と②について意見を言わせていただきたいのですが、①についてですが、こういう専門的知見の反映ということで、各委員会をそれぞれの森林管理局でつくるというのは非常に賛成するところなのですが、どういう委員によって構成されるかというところで、実は5ページの、先ほど議論があった温帯性針葉樹林の積極的な保全のところでは5ページの一番上のところなのですが、3行目からですか、「専門家の意見を踏まえつつ、復元に取り組む者や利害関係者を中心とする地域関係者による丁寧な合意形成が求められる」という言い方がされています。

それと比べるとこちらのほうは、要するに専門家という言い方になっていまして、恐らく例えば木曾の場合なんかだと関係者が多いので5ページのほうはそういう書き方にし、6ページのほうは一般的に言ったら専門家だろうということなんだと思うのですが、少し一般的に考えれば、保護林の設定やその後のモニタリングに関してはいわゆる専門家、自然科学が中心になると思いますが、それ以外にその保護林にいろいろな形で保全にかかわってきた方の意見や、もしかしたら少し利用も含めて考えている方の意見というのも、それなりに反映する必要があると思うのです。

最低限この有識者会議の構成ぐらい、つまり利用される方の代表の方や、それから保護のほうの代表の方も含むぐらいのところが、最低限必要だと思うのですが、その辺が今のこの①だと、専門家の中にみんな入っちゃうといえ入っちゃうのでしょうけれども、読み取れないので、この5までいなくても、5が私はいいと思うのですけれども、5ページの(2)のような書き方が一番いいと思うのですけれども、それに近い書き方ができないのかというのが意見です。意見ないしは質問です。

それから②の国際基準への位置づけ、これはむしろ質問に近いのと意見と2つあるのですが、IUCNのカテゴリーと合わせるということは基本的に賛成なんですけど、実はどう合うのかがイメージが湧かない。例えばカテゴリーの2は国立公園なので、恐らく国立公園という保護と利用と両方考えているというのが、そのままどんぴしゃで入ってなかなか難しいような気がしますし、6のように、いわゆる資源保護地域のようなものが実際にこの保護林の中に入ってくるのかということも、よくイメージができないので、ここは例示はしない方針だと思うのですけれども、もう一度その辺のところをどう考えていらっしゃる

のかというのを、確認のためにお聞きしたいのと、最後のこれは意見ですが、最後の②の一番最後の段落のところで、森林管理局がカテゴリーを決める仕組みということを強調されているのですが、これが少しわからないところがあって、森林管理局単位でいろいろなことを議論されて、そこで合意形成を図るとするのは重要だと思うのですが、最終的にはこれはWDP Aに出すのだとすると、かなり統一的な基準を保ちながらやっていかないと、つまり森林管理局によってその基準が変わってくるようになったようでは、恐らくIUCNもしくはWDP Aのほうとしては、何じゃこりゃとなるのではないかという気がするのですが、その辺のところ、なぜこれが強く入ったのかというのをもう一度お聞かせ願えればということです。

○米田座長 ありがとうございます。

大きくは2つ、①にかかわる委員の問題、それから2つ目はカテゴリー、それにかかわってどういうふうなイメージで考えておられるのかというあたりの説明を、事務局からお願いいたします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 まず1点目の委員構成の考え方ですが、これは確かに木曾と同じようなことを想定しております。現在も設定委員会がある場合は、地元の市町村の代表として首長さんとか、それから利用者ですとか、それから科学的なそういう動植物に造詣の深い方、学者の皆さん云々に入っていてやっておりますので、基本的には同じような考え方ですので、表現を合わせる意味ではこちらのほうにも明快にしたほうがいいのかと思います。

○米田座長 2つ目の②のほうのカテゴリーをWDP Aですか、それとどういうふうに、例えば森林管理局ベースでもって決めたら違う管理体系が出てくるのではないかというあたりで、世界の基準との乖離が生じてしまうというか、本来は1つであるべきなのが、幾つも出てしまうような危険性もあるのではないかというご指摘だったんですけれども、その辺、その問題点はどういうふうに考えておられるのかということ。

○石澤国有林野生生態系保全室長 2点目でございますが、勝手に局が、これは1だ、2だというのではなくて、もちろん目的、通常今使っている形態、今後もどういうふうに使うというか、教育的利用ですとか入林とかがポイントになるとは思いますけれども、そういった地域社会とのかかわり合い方を踏まえて、統一的な基準のもとに局で個々に当てはめていくということになるろうかと思います。局で勝手にWDP Aのカテゴリーに、うちはこれだからこれだというようなやり方では、確かにおっしゃるように最終的には国として登

録していく中でばらつきが出ますので、そこは整えるようにしていきたいと思います。

また、非常にこのカテゴリーもわかりづらい部分がございます、ヒアリングの際にも筑波大の先生からご説明がありましたけれども、若干各国の意見をたしか集約しているので、きれいに論理的に分かれているとはちょっと言いがたいような気はするのですが、その辺もしっかりと捉えまして、例えば6番目は、そういう資源というのは少数民族への配慮の項目みたいなことだというふうに聞いていますし、だから日本には多分ないだろうとか、いや、あるかもしれません。北海道とか沖縄とかはあるかもしれませんが、そういうものを配慮しながら、しっかりと現状を捉えた上でカテゴリー分けをしていくということにしていきたいと思っています。

○米田座長 よろしいでしょうか。

WDPAのカテゴリーがあって、それに伴って求められている管理というのがあるわけですね。それを提示してそれぞれの地域、それは森林管理局で最もそれに馴染むのはどれであるかという、そっちのほうで決めていただくという意味ですね。だから向こうの地域の森林管理局の管理水準を打ち出すというよりも、それがWDPAの管理にどう対応しているのかというのを踏まえて決めていただくと、そういうようなことだろうと思うんです。

ちょっと気になるのが、そうなれば同じ保護林区分であっても、管理の内容によって違うカテゴリーに入るということもありですね。はい、わかりました。

ほかにこの点に関して。

そうしたら私のほうからもう一点お聞きしたいのですが、局ベースでもって統括するような委員会を設けるといようなことで、いろいろな情報を共有するといようなことは非常にいいと思うんですけれども、局に関しても幾つかの複数の保護地があるわけで、よりその地域に現場のことを知っている情報を集めるということも大事かと思うのです。したがってこういう今書かれている統合の委員会というのは、その下に階層的といいますか、複数の委員会を設けるといことではないのですけれども、そういう地域の最も保護林をよく知っているいろいろな立場の人の情報を集めるという、そういうネットワークみたいなものを踏まえる必要は当然あるかと思うのですが、その辺をどういうふうにやっていくかというあたりも、今後検討していただきたいなと思っております。

何か今考えておられるようなこと、幾つか複数ある保護林の委員会を、より現場の情報を吸収して統括委員会に持っていくといようなそういう組織について、何かアイデアが

ありましたら教えていただきたいのですが。

○石澤国有林野生生態系保全室長 具体的にこういう委員会があって、こういう委員会が下にあつてとかというところまでは、今、率直に言って構築してシミュレーションしたり考えているというのはないのですけれども、率直に言って、座長がおっしゃいましたように、各局の各地域で特殊な場合があると思います。そうした場合は、その部分だけの分科会ですとかというのは必要になるのではないかと考えております。

○米田座長 モニタリングに関しても取り組みのほうの構成をまとめていただきましたけれども、特にご意見ございませんか。

なければ、よろしいですか。地域における保護林の管理手法、人材育成を含めて。

松尾委員。

○松尾委員 ⑤の人材育成に絡むのですが、具体的に人材育成を、この保護林のいろいろな技術なり使って得た技術といいますか情報を、国有林職員の人材育成のために一層行うべきというふうに書かれてありますが、具体的にどんな方法でそういう人材育成を行うのかということと、あわせてそれが地域の方とか今、座長がおっしゃったように、地域の方のいろいろな情報も踏まえて情報共有をしながら、人材育成に地域の人も入れてもらったらどうかなというふうな意見もあるんですが、いかがでしょうか。

○米田座長 事務局、よろしく申し上げます。

○石澤国有林野生生態系保全室長 具体的に国有林職員の人材育成ということでございますが、まずは研修であったり、OJTの中で蓄積した技術や勉強の成果を習得していくということが、まず考えられると思います。

それから先ほどの体制の中で、モニタリングですとかそういったものが情報共有できるようになりますので、そこでの議論経過といったものは、局、署、それから森林事務所まで共有するような形で、情報をしっかりと国有林の中で流していきたいと思っております。

あと、地域によってはフォレスターという資格を持った方々が、民有林のあるいは国有林もですけれども、林業の発展のために尽力されているわけですが、そういったフォレスターの研修であったり、あるいはそういう集まりの中で我々の事例を発表する、あるいは提供するなど、積極的にそういった技術を公表していきたいと思っております。

○米田座長 NPOやら市町村等に、保護林管理に参画してもらおうというようなことも少し考えておられるのでしょうか。林野庁だけではなくてそういうグループなり市町村等を。

○石澤国有林野生生態系保全室長 保護林そのものは基本的には国有林、国の管理でござい

ますけれども、その中で協働し合えるものについては、市やNPO、地元の関係者の方と、しっかりと科学的な知見に基づき、協議会等を設けた上でやっていくのがよろしいかなと思ってはおります。

○米田座長 先ほどの連たん面積のところ辺とも連動する問題ですのでよろしくお願いたします。

大住委員、特にはよろしいですか。

○大住委員 現在、組織の中の人材育成という点で言うと、例えばモントリオール・プロセス以降、森林・林業基本計画、森林業の基本も変わって、あと生物多様性とか持続的なものというものを追求していくというのが、大原則になってきているわけですが、例えば日本列島の生物多様性の問題とか、あるいは保全生態学的な考え方というのは、現在実際に国有林の場合に、個別の職員にそういう情報が行き渡る何らかの、高尾での時々研修ってあるかもしれませんが、もっと一般に広く行き渡る例えば教本とか、あるいはネットを通したようなそういう学習の機会とか、そういうようなものというのはいかがでしょうか。

○米田座長 事務局、よろしくお願いたします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 高尾では生物多様性研修ということで、ここにいらっしゃる方も講師で来ていただいたりすることもございますけれども、ネットで職員全般にというのはないかと思っています。

希少種データベースというのがございまして、森林官も使えるようになっています。そもそも希少種とは何だとか、そういった考え方を使う上での前提としての知識というのは、当然そのときにレクチャーすることになるとは思っていますけれども、それがしっかりと今、先生がおっしゃったようなものになっているかということ、甚だ自信はございません。

また、人材育成につきましては、宮下先生から先般、社会人としての博士という取り組みというの、しっかりと活用されたらいかかというご提案をいただいております。ここには文章としてはありませんが、まさに内容としてはそういうこともできるだけ取り込めるように、我々も内部で議論できればと思っております。

○米田座長 大住委員、もう一步踏み込んで、国有林職員の人材育成で何か積極的な提言がありましたら。

○大住委員 いや、特にないのですけれども。

○米田座長 ないですか。

○大住委員　しょっちゅう、国有林に限らないのですが、フォレスター研修なんかもかかわっているのですが、その基本のところはまだほとんど行き渡っていない。言葉としては生物多様性というのはあるのですけれども、どういう流れでここに来ているのかとか、そのために今、大原則として森林官は何から始めなきゃいけないのかというのは、多分言葉としてはあっても、どっちかという面倒くさくなつたなというぐらいの理解が多いものですから、根本的なところでもう一步踏み込んでみるとか、特に日本の森林、私はいつも強調するのですけれども、スギ、ヒノキがあるとか、照葉樹林があるとか、世界では物すごいことなんですよ。その物すごい森林を扱っているということ自体が、多分ほとんどまだ共有されていないままなので、そんなものどこにでもあるんだというようなところになってしまうと、なかなか話が進まないというところもあります。そういうところから始めていく必要があるのかなという感じがします。

○米田座長　ありがとうございます。

横山委員。

○横山委員　7ページの④番なんですけれども、質問が1つで、④番のタイトルに「地域における」というのが、この言葉が入っている理由はなぜなのかと、保護林の管理手法というタイトルでなく、「地域における」がくっついているというのは何でだろうかと思うんです。

この書いてあるのはたった2行だけさらっと書いてあるのですけれども、林野庁において検討すべきであるとして書いてあるんですけれども、ここに多分2つの内容を書くべきところで、1つは林野庁において統一的なマニュアルというか、何かレギュレーションをつくらなくちゃいけないのは、保護林の種類に見合った管理目標というのは何なのかということが1つと、もう一つは、地域におけるその場に見合った管理計画というか、あるいは管理それを手法と言うのか、属地的な場所に見合った管理計画をつくっていくという、この2つの内容を両方書くところなのではないかと思うので、たった2行だけで書いてあるのは、まだここまで文章づくりが追いついていなかったのではないかと思いますけれども、ちょっと検討していただきたいなと思いました。

以上です。

○米田座長　恐らくそのポイントを伝えたかったのだらうと思うのですが、事務局においてちょっと補足説明をお願いいたします。

○石澤国有林野生生態系保全室長　地域におけるということでございますけれども、ここは

保護林全体の管理手法をもちろん管理体制という形で、そこは整理しておいた上に、でございます、個々の保護林におけるローカルな取り組み方の管理手法と、それから局や署において、これは署の職員も含めて管理の効率化ですとか、そういったことの検討も必要だろうということでございますので、地域という言葉とともに林野庁において、それらの内外含めた適切な手法ということで括らせていただいたものでございます。

○米田座長 横山委員、よろしいですか。

○横山委員 もう少し文章を丁寧にしていただいて、私、林野庁においてというのは本庁においてという意味かと思っていました。

○米田座長 宮下委員。

○宮下委員 先ほどの大住委員のご質問と大体同じなのですが、繰り返しになると思いますが、人材育成の部分、生き物を知るといのはもちろん大事なのですが、もう一つは、これから温暖化やあるいはいろいろな外来種の問題もありますし、モニタリングが大事になってくると、そこで順応管理が重要だという、これは文言はよく出ているのですが、じゃ、順応管理って実際何なんだというところです。この辺の教育というか、これは非常に重要で、いわゆる場当たり管理と誤解されている節もなくはないのです。

やっぱりそうではなくて仮説検証のプロセスなんです。まさに科学的な手続で、仮説をもとにある管理を行って、それがどのくらい合致したかしなかったか、しない場合のほうにむしろ発見的なものがあるかもしれないので、そこからまた新しい仮説を導き出してフィードバックしていくという、そういうまさに一連の仮説検証的なプロセスであるという、個別の森林とかあるいは生物種ではなくて、もっと本当にまさに科学のバックグラウンドそのものだと思うんですが、そういう教育というのは僕は非常に重要になってくるのではないかと、もちろんそれを保全生態学的なというふうに言えば言えるのかもしれませんが、もっと多分深いものがあるのではないかと。むしろ国有林職員の方々が、専門家の意見を聞かなくてもかなりの部分計画できて進めていけるような、そういう人材育成ができれば素晴らしいというふうに思っています。

○米田座長 ほかにございませんでしたら、最後の（6）その他に入りたいと思いますが、ここに関して何かご意見ございますでしょうか。①に国民に対する丁寧な説明、②他省庁との連携ということですが。

どうぞ。

○土屋委員 ②のところは、多分私が初めのころに言った意見も、一部としてこういう文

言が入ったのではないかというふうに推測するんですけども、これは意見ですが、こういうことを申し上げたのは、環境省のほうのいろいろな委員会等にも参加する機会がありまして、いわゆる協働型の管理ということ、あちらのほうでは自然公園の管理で言っております。協働型管理をやるというのは、ご存じのとおり日本のいわゆる自然公園は地域性公園ですから、みずから自分で所有して管理はできないので協働型でやることになるわけです。

そうすると必ずそこには保護林が、かなりの場合入ってくるだろうと、そこで言うと、いわゆる保護地域もしくは自然公園の中で言うと、保護林というのは国がみずから管理していくわけですから、例えば少なくとも保護面ではコアになるんだと思うのです。そのときにこれは言わずもがなのかもしれないのですが、連携ということは、単に情報や意見の交換だけではなくて、より現場面で、つまり例えば森林管理署さんなんかのレベルで保護林の管理というのと、もう少し大きい地域性公園の中での保護林というのを、連携する必要があるのではないかと思います。

前に海外のいろいろな事例を紹介させていただいた、調査に基づいて紹介されていたことがあったのですが、あのときにもすごく感じたのは、他の国でもいわゆる国有林を担当しているところと自然公園を担当しているところが、別々に保護地域制度をつくっているところはあるのですが、どこでも連携を図っているんです。単に意見を交換のレベルではなくて、保護・利用のあり方について現場レベルも含めて連携を図っているので、その辺のところもう少し書かれると、地方レベルでいいのだと思うのですが、そこでの実際の活動や制御のあり方、管理のあり方についても、ある程度協働していくということが求められているのではないかと思います。

○米田座長 ありがとうございます。

何か事務局からありましたら。

○石澤国有林野生生態系保全室長 おっしゃるとおり、現場レベルで実際はいろいろな擦り合わせを行っているわけでございます。そこでの一番重要なのは情報、意見を交換すること、それをもとにそれぞれの立場で執行していくということになるかと思えます。我々だけでどうということではなくて環境省さんのほうのお話もあろうかと思えますので、そこは今後、環境省さんとは、現場なりあるいは中央でもよろしいのですけれども、話をしていく中で今後の方向性は考えていくことになるのかなとは思いますが、今段階でどうのという具体的なものは、なかなか書きづらいところがありますが。

○土屋委員 敢えて言うと、太っ腹で国有林のほうからラブコールを送るというのもいいのではないかなというところです。

以上です。

○米田座長 現場レベルで例えば九州管理局でも積極的にやっていただいているのですけれども、例の奄美地域生態系保護地域、奄美と徳之島にありますけれども、例えば犬猫対策、貴重な動物ですけれども、アマミノクロウサギだったりトビネズミだったりするのですけれども、その辺、市民から見ますと、同じようなことなのに別々にやって情報交換がないというような話があって、かなりその辺をそれぞれ環境省も森林管理局も理解していただきまして、今は非常に熱心に連携しながら取り組んでいただいているというようなことを見ています。恐らく着実にそっちに向けて連携をしているのだらうと思いますが、それがよりやりやすい方向で本局においても方向づけていただければ、加速するのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他、国民に対する丁寧な説明ということで、この辺も議論に出てきました。ロングスパンに見てやるのが、かえって自然破壊しているのではないかなというような誤解を招くことがあるので、その辺に対して丁寧な説明をすることというふうに書かれていますが、これはそのとおりなのですが、何か補足的にこういう視点が抜けているとかいうことがありましたら。

どうぞ。

○松尾委員 こういう視点が抜けているわけじゃないのですが、副次的にこの復元を行うときに伐採された原料というものを、付加価値をつける意味で僕らも使わせていただくということもあるのですが、そのときに丁寧な説明がされていない場合というか、使った僕らに対して非難のないように、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいというふうに思っております。

それと話がちょっと、もう一つ質問なのですが、ちょっと戻るので、保護林の面積の推移というグラフを見ていて、最低何%以上というようなルールがあるというお話をされていましたが、これは最高というか上限というのではないぐらいずっと伸びていくものなんですか。要件に合ってこういう風になっていると思うのですが、余りにも伸び方がすごい著しく伸びているので、こういう上限というのはいらないのかなというふうな見方もしちゃったのですが、その辺ご説明をお願いしたいなと思います。

○米田座長 事務局、よろしく願いします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 上限というものは設けてはおりませんが、そこは今ある林業であったり、それから多様性の観点であったり、さまざまな土地利用があると思いますし、その中で必要なところを保護林にしていくということだと思っております。

率直に言って、ある程度面積的にはいいところにいるのではないかなと思っております。といいますのは、先ほどたしか大住委員からもご説明がありましたが、土屋先生からもご説明がありました2010年の愛知目標の中で、17%という保護地域の、これは横山さんのいらっしゃるNACS-Jのほうで、日本の保護地域ということで本を出版されておりますけれども、面積的には日本はクリアしていると。質の問題だということですので、私どもも保護林につきましては、管理水準を向上させたり、中身をしっかりとモニタリングしつつ管理していくという方向へ進むのかなと、ただ面積をいっぱいつくればいいというものじゃないというふうに理解しております。

○宮下委員 関連してあれなんです、今、環境省のプロジェクトで進めている研究でも、面積以外にやっぱり国立公園の管理そのものが、必ずしも保護されていても植物の減少がとまっていないとかそういう問題というのが実はありまして、それが盗掘だったり踏圧だったり、最近ではシカの問題とか、ですからこれはこの保護林もそうだと思うんですが、どううまくモニタリングしていった順応管理していくかということにかかっているのかなと、面積をただふやすということももちろんある程度は大事だと思いますけれども、いかにそこを充実させていくかという、これから環境省のほうの課題でもあるのではないかとこのように思っています。

○石澤国有林野生生態系保全室長 ありがとうございます。私どももそういう、どう管理をしっかりしていくかというふうに思っています。また、ちょっと言葉足らずで恐縮でしたが、まさに生態系サービスという中で木材を我々は資源として使っていく、使わざるを得ない、人間として社会を営む上では必要だという中でバランスが、日本の森林の中では必要だと思っています。ですから保護地域をドンドンつくれば世の中が解決するという問題ではないと思っています。松尾委員から伺いましたけれども、今、日本で使っているブナは全てヨーロッパ産だということです。おもちゃとか合板とかはブナを随分使ってきたわけですが、そういった事態が果たしていいのかどうかということも、当然広い意味で森林の生態系サービスを享受するためには考えていく必要があるのかなと思っております。

○米田座長 ありがとうございます。

先ほど管理のところでNPOとか市民との連携というのがありました。国としても予算的な制約がある中で、より効果的な管理、というあたりでは、その辺の連携を強めていくということは再確認を今したのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一応6まで行きました。先ほど少し急いだ形で次から次へと動きましたので、この場は振り返ってもう一度、今も松尾委員からもありましたけれども、全部を通して何かここで言い忘れたというようなことがありましたら伺いたいと思いますが、どこからでも結構です。今の段階で気がついたことがありましたら伺いたいと思います。よろしいですか。横山委員、よろしいですか。特にないですか。

○横山委員 すみません、個人的には何度も林野庁の方には伺ってはいるのですが、5ページの気候変動のところを書いてあることで、気候変動そのものに対応するということが自体は大賛成なんですけれども、林野庁の言葉遣いの中で、野生生物と書くところとそれから植物種と書くところと、それから先ほどの域外保全の話も植物と書いてあるのですが、例えば特定野生動物保護林みたいなものを管理するときに、野生動物の保護対象種のことを全く知らないというそういう管理をしていて、周りの森林の管理はしているのですが、野生動物のためになっているかどうかというそういうことを判定するためには、野生動物から見たその保護林の健全性みたいなことというのが評価できなくてはいけないのですが、動物のことを真正面から調べるというようなことを、余りやっていないところがあるのです。

そういうのというのは、この5ページのところにも、植物についてはとかと限定的に書くという、これなんかの影響している可能性を感じるんです。野生生物というふうには書き連ねられない理由もあるのかもわかりませんが、ちょっとその辺の、植物にだけは関心を持つけれども、動物には関心を持たないとか、微生物には関心を持たないとか、何かそういうふうに極端に誤解や曲解が生まれにくいような書きぶりにならないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○石澤国有林野生生態系保全室長 これもまた率直に申し上げますと、人為的に保存となるとどうしても農林水産省、林野庁関連は、農林水産省は別かもしれませんが、林野庁関連は植物が所掌範囲という形で、人工的に保存する場合は、動物の遺伝子とかは行っておりませんので、基本的には植物だろうと。具体的にはそこが林野庁の範囲だろうと。それから確かに保護林では野生生物のための保護林がございまして、それにはカエルやホタルと

いうのもございます。その対象をよく知らないというのは、これは反省しきりでございませうけれども、そういった扱いと、実際、液体窒素に入れて保存するとかというオペレーションとかとは、またちょっと別というふうに考えておきまして、その辺は書き分けをさせていただいたところなんです。本来はもう少し明快な形があればいいんでしょうけれども、現時点ではこの表現になってございます。

○米田座長 ありがとうございます。

保護林を末永く保護していくには、動植物、微生物も含めてそれらが花粉の媒介であり、種子の散布であり、基質の栄養のニュートリエントの循環でありというような形で、どれが欠けても健全な維持ができないということは自明なことであるわけですが、その辺も含めて先ほど少しポイント、幾つか意見が出ました人材育成というあたりも非常にかかわってくるあたりで、ベーシックなところの教育といいますか、そういうあたりも大事ではないかなと、文面だけではなくて、それを受け入れて文面から読み取れる言葉を深く読み取れるような人材育成というのが、基本的には大事ではないかなと、そんなふう感じているわけです。

ほかに議論がありましたらお受けしますが。

土屋委員。

○土屋委員 これもまた繰り返しになると思うんですが、4ページのところの講ずべき措置の(1)のところ、これは横山委員のほうから出ていたご意見や質問とも非常にかかわるのですが、もう少し何とか具体的にここで考えられるような新しい再構築後の区分が例示できないのかなという気がしてしまっていて、これは座長からも言われたように、これだけ文言だけ読むと全然イメージが湧かないんです。そのことにはある意味で言うと、どうにでもなっちゃうということでもあるので、もう少し具体的なイメージを出していただいて、それを我々もある程度同意するというようなのが欲しいなというふうに、意見として述べさせていただきたいなと思います。

それからもう一つ、6ページから7ページの最後のところでやったところなんですけれども、一番初めのところの①の委員会のやる内容についてなんですが、「モニタリング結果を共有し科学的な知見に基づき対応策を検討する」という書き方や、その下に保護林の設定及び管理について検討するということが書いてあるので、かなり広い内容を扱うということはわかるんですが、④の先ほど横山委員が問題にされたようなところの、管理の目的や地域社会とのかかわり方等を踏まえて地域における保護林の管理手法を検討

するというのが、この①の委員会でやるのかやらないのかよくわからない。広く見れば管理に入るから当然入るだろうという考え方もできますし、それは違うのかなという感じも、委員会の役割、機能というのを、もう少し明確に書いていただけるといいのかなという気がいたしました。

○米田座長 ありがとうございます。

事務局のほうで何か特にありましたら。

○石澤国有林野生生態系保全室長 4ページのほうの保護林の区分、少し明快にしたほうがよろしいのではないかとご意見でございますが、そこはまた検討していきたいと思えます。また、その際、横山委員からのアイデアということでご提示いただいて、また少し我々内部でも検討してみたいと思えます。

それから後のほうの委員会及び地域における関わり方の関係でございますけれども、幅広いということでございますが、分科会も含めてしっかりした体制をつくった上で、ここでその例えば地域の保護林についてどうするか、管理をこうするというのは決まるわけです。その決まった上で、じゃ、その具体的な巡視だとか手入れだとかをどうするかといったときに、地域の方々との要望なりあるいはやり方なりというものの状況も踏まえて、その内容について科学的指導を受けながらしっかりと進めていくという形になるかと思っています。ですから全く別ではなくて上位に科学的な検討を加えた上での、上のほうにですね、そういったものがベースになると思っております。

○米田座長 ありがとうございます。

後のほうから言うと、この文面にもう少し今の言われたようなことを、もう少し丁寧に書いていただけるとありがたいなというような感じがしております。

それと最初の区分のところは、外に出す出さんは別にして、我々との誤解がないようにポンチ絵か何かでもって提示していただいて、こういうことを考えていますよというのを次回までに準備していただいたら、非常に誤解なく議論ができて前向いて進めるのではないかなと思っております。

何かありますか。

大住委員。

○大住委員 蛇足ですけども、結局保護林の話になってくると、どうしても私みたいになるべく残したほうがいいのではないのかという立場と、利用したいという立場と、いわゆる伐るか、伐るのをとめるか、あるいは守ったか、あるいは取られたかみたいな、そう

いう自然としての価値と資源としての価値の対立みたいところで、どこで妥協を図るかという話になってしまいます。

ただ、今後の保護林制度はそれだけじゃなくて、もっと違う、存在していることの価値を、その2つの価値じゃないベクトルが必要だと思うんです。そういう生態的な保護林があることの社会的な価値を、もっと社会の人たちが実感できるようなための方策が必要でしょうし、さらに今後そういう今の森林の多面的な機能の持続的管理というそういう方向性の中で言うと、保護林とか保護林の復元の中から出てくるような知識とか技術みたいなものが、また今後の生産林の技術も変えていくという点もあるでしょうし、そういうもっと積極的な価値を見出していくという、それをしていないと、結局残すのも取られるのも、損したかどうかという話だけになってしまって余り積極的な保護が生まれないと、もちろんそういう考えはあると思うのですけれども、その点がもう少し滲んできてもいいのかなという感じがいたします。むしろその両方がウィン・ウインの関係になれるような部分も部分的にはあるのかなと思います。

○米田座長 特にないかと思いますが、要するに林野庁職員だけではなくて国民に対しての国有林の意義なり重要性なりを、教育というのはおこがましいですが、知ってもらための活動というのも非常に大事かと思います。

ほかに特にありましたら。いいですかね。

そうしたら時間も来ましたので、議論が出尽くしたかどうかわかりませんが、私のほうの司会はここまでとしたいと思います。最後に、事務局から何かありましたら一言お願いしますが、特にございませんか。

ありがとうございました。

それでは、部長、どうぞ。

○黒川国有林野部長 どうもご議論いろいろありがとうございました。

いろいろお話しになった中で説明不足のようなところもございましたけれども、1つ私たちが昨年一般会計に移行したということで、その説明も十分じゃなかったかもしれませんが、その中で公益重視の管理というのを一層推進していくというのが一つの方向で、今までもやってきたことをなお一層というのがそこに入ってきております。その一方で、行政に対しては、いわゆる簡素で効率的な遂行というようなことも求められているわけです。そういった中で国有林としてしっかりと役割が果たしていけるように、保護林の中でもそういったものをしっかりと整理していきたいというふうに思っております。

お話を聞いている中で、そういう役割を果たしていく中で体制の整備というのも重要なのですけれども、もう一つは人材の育成、こういったことも本当に大事なことだろうというふうに改めて認識したところでございます。

もう一つ、先ほどの大住委員のほうからのお話もありましたが、もう少しわかりやすく丁寧に国民に説明して、せっかく私たちもこういう保護林制度を含めて国有林としても取り組んでいるものを、ちゃんと国民に理解してもらい、そして評価してもらえ、そういったようなことも意識してやっていきたいなというふうに思ったところでございます。どうぞまたご指導よろしく願いいたします。

○米田座長 ありがとうございます。

今回は、最後の会議ですので議論の取りまとめということで、提言に向けての取りまとめをしたいと思っております。

そうしたらマイクを事務局のほうに返したいと思います。

○高塚経営企画課長補佐 委員の皆様、本日は長時間にわたりまして本会議に出席いただきまして誠にありがとうございました。

次回、最後を予定しております。第5回の会議は、来年2月10日火曜日の午後に予定しております。

それでは、これもちまして、第4回保護林制度等に関する有識者会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 5時23分 閉会